本則に次の二条を加える。

（法第十条第一号の政令で定める手続等）

第四条　法第十条第一号の政令で定める手続等は、別表の上欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等であって、それぞれ同表の下欄に掲げる手続等に該当するものとする。

（法第十一条の政令で定める書面等及び措置）

第五条　法第十一条の政令で定める書面等は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 イ　電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供 ロ　電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の行政機関等への提供 ハ　個人番号カードの行政機関等への提示
二　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第一項に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 イ　電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 (1)　土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 (2)　建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (3)　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第六条第一項に規定する不動産識別事項 ロ　電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う行政機関等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報の送信を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該行政機関等への提供
三　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 イ　電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 (1)　商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 (2)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号 (3)　商業登記法第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号 ロ　前号下欄ロに掲げる措置 ハ　電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第一項及び第三項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供

附則の次に次の別表を加える。

別表（第四条関係）

処分通知等	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）	第三十二条の四第一項及び第三項並びに第三十二条の七第三項（これらの規定を第三十三条第四項において準用する場合を含む。）	前号下欄ハに掲げる措置
処分通知等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	第五条第二項及び第四項並びに第十条の二第三項及び第五項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）、第二十七条第四項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）	第一号下欄イに掲げる措置
処分通知等	古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）	第五条第二項及び第四項	五　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書
申請等	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）	第八十六条第一項から第三項まで、第八項、第九項、第十一項及び第十二項（これらの規定を第八十六条の二第一項並びに同条第七項、第九項及び第十項（これらの規定を第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二項、第十六条の三第一項、第六項、第八項及び第十項、第八十六条の四第一項、第八十六条の五第一項、第五項及び第九項、第八十六条の六第一項及び第五項（これらの規定を同条第七項（これらの規定を同条第九十二条の二第二項及び第四項において準用する場合を含む。）並びに第百九十八条第一項及び第三項（これらの規定を同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第六項（同条第一項から第三項まで	第四十四条第一項
処分通知等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）	第二十一条第一項及び第七項、第二十九条第三項（第二十九条の二第四項及び第三十三条の八において準用する場合を含む。）、第二十九条の二の二第二項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条の三第一項	第二十一条第一項